平成２２年（フ）第８００号
愛知県岡崎市鴨田町字山畔１番地２　市営荒井山荘４―503
債務者　藤井　琴美
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月31日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第８３３号
愛知県岡崎市中園町字忠田37番地１　ユーハウス第５岡崎611
債務者　樋口　宣代
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月31日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６４８号
岡山市中区平井六丁目20番６号　セジュール104、住民票上の住所岡山市東区広谷474番地16　１号
債務者　山上　貴弘
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９号
長崎県壱岐市芦辺町芦辺浦26番地、旧住所長崎県壱岐市芦辺町諸吉本村触2127番地
債務者　平田　　明
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月23日午後２時
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２２年（フ）第３５４３号
横浜市南区井土ケ谷中町46番地　知久アパート１Ｆ
債務者　黒田　幸代
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４９８号
相模原市中央区光が丘３丁目31番３号
債務者　北川　文彦
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第７０３号
相模原市緑区西橋本１丁目６番５―403号
債務者　木島　和美（旧姓時田）
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第７０４号
相模原市中央区田名5679番地８
債務者　三津谷優子（旧姓結城）
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第７６号
石川県羽咋市島出町フ106番地12
債務者　田畠　照子
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後２時30分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２２年（フ）第７６１号
岡山市北区津島南１丁目９番20号
債務者　田邊　　豊
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７６２号
岡山市北区津島南１丁目９番20号
債務者　田邊　一惠
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７９４号
岡山市北区旭町２番地１　１―105号
債務者　正司千恵見
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２５号
茨城県稲敷市太田1064番地、申立時住所長野県佐久市瀬戸1840番地７
債務者　土屋　　進
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月23日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第３１０号
静岡県富士市吉原４丁目９番５号
債務者　櫻井　定男
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月９日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第１８８１７号
東京都大田区上池台２丁目23―６―102
債務者　森川ひとみ（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月17日午後４時
東京地方裁判所民事第20部